

役員変更等届出書

平成22年6月10日

静岡県知事 川勝 平太 様

主たる事務所の所在地 富士市石坂381-11

名 称 NPO法人 富士市のごみを考える会

代表者氏名 竹内 敏夫

電話番号 0545-21-5910



次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

変更理由	辞任及び新任		変更年月日	平成22年5月15日
区分	役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
任期満了	理事長	小野 由美子	富士市大淵27-6	無
新任	理事長	竹内 敏夫	富士市石坂381-11	無
任期満了	理事	竹内 敏夫	富士市石坂381-11	無
新任	理事	小野 由美子	富士市大淵27-6	無
再任	理事	縣 昌司	富士市水戸島343-1 サニーハイツ 302号室	無
再任	理事	石川 美枝	富士市伝法2435-2	無
再任	理事	梅原 万奈	富士市今泉3865-1	無
再任	理事	岸本 美和子	富士市今泉3689-18	無
再任	理事	田中 富子	富士市今宮620-27	無
再任	理事	菊池 文江	富士市富士岡291	無
再任	理事	菅井 満江	富士市一色620-70	無
新任	理事	時田 祐佐	富士市中丸794	無
新任	理事	望月 照介	富士市松本170-3	無
再任	監事	大石 光男	富士市本市場442-9	無
再任	監事	廣田 貢	富士市大淵370-51	無

役員就任承諾・誓約書

平成22年5月15日

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
理事長 竹内 敏夫 様

住所又は居所 富士市中丸794
氏 名 時 田 祐 佐



私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会の理事に就任することを承諾します。

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

役員就任承諾・誓約書

平成22年5月15日

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
理事長 竹内 敏夫 様

住所又は居所 富士市松本170-3
氏 名 望月 照介



私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会の理事に就任することを承諾します。

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。